

相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします



きりん通信No.84

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

8

2022

施行待ちの改正

短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 深掘り解説②

2022 年 10 月から、常時 100 人を超え 500 人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、これまで社会保険の対象でなかった短時間労働者のうち、一定の要件を満たす者を、社会保険に加入させる必要があります。先月はその要件をお伝えしましたが、今月は、必要となる具体的な手続きについてご説明します。

.....更なる適用拡大の具体的内容②／規模要件に該当した企業における手続きは？.....

通常、特定適用事業所に該当した場合、日本年金機構の事務センター等へ**特定適用事業所該当届**を届ける必要があります。

↓ しかし

今年 10 月の新たな規模要件に該当し、施行日(令和 4 年 10 月 1 日)から特定適用事業所に該当する場合については、次のように取り扱うこととされています。

令和 3 年 10 月から令和 4 年 8 月までの各月のうち、**厚生年金保険の被保険者の総数が 6 か月以上 100 人を超えたことが確認できる場合は**、日本年金機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、対象の適用事業所に対して「**特定適用事業所該当通知書**」を送付するため、特定適用事業所該当届の届出は不要です(法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対して通知書を送付します)。

要するに、届出をしなくても、「強制的に特定適用事業所とされてしまう」ということですね。

●“**常時** 100 人を超える”の“常時”とは？

→直近 1 年のうち 6 月以上が定数を超えていること

●強制的に特定適用事業所とされたときは？

→短時間労働者に該当する従業員がいる場合は、被保険者資格取得の手続きを行う必要があります。

※特定適用事業所該当通知書が届いたときは、きりん事務所にご一報をお願い致します。

要 確 認

新型コロナウイルス感染症対応

最近では、かなり身近に迫ってきたコロナウイルスですが、濃厚接触者、微熱によるコロナ疑惑、そしてコロナ罹患者・・・「どこまで休ませる必要があるの?」「休んでいる間、給与補償はどうすれば?」と、様々なご相談も大分増えてきました。

7 月 22 日、岸田総理は濃厚接触者の待期期間を短縮することを表明しています。

「万が一」ではなくなったコロナ感染ですが、実際に従業員がコロナに罹患してしまったときは、「**傷病手当金**」の申請が可能です。社会保険に加入する常勤従業員はもちろん、**国民健康保険加入**のパートタイムの従業員にも、特例的に傷病手当金の申請が出来ます。

通常、傷病手当金の申請には、医師の証明が必要になりますが、現在は医師の証明は不要です。

また、職場でクラスターが発生したような場合には、労災保険を申請出来る場合があります。申請が必要な場合は、きりん事務所までご一報ください。





健康経営 中小もPDCA追加に 上位 500 社の選出基準

健康経営優良法人認定制度は、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的に評価を受けることが出来る環境整備を目標としています。認定を受けると、金融機関による金利引下げなどのメリットが得られることもあります。「将来性のある企業として認められる」ことは、融資にも、求人にも、とても大切な要素ですね。融資担当者にきりんで作成した就業規則をお見せしたことで、融資枠が7000万円から2億まで広がったという嬉しいご報告もありました。目先の損得ではなく、サステナブル。今こそ組織風土の根本が問われる時代ですね。



きりん事務所では、顧問先の認証制度取得の支援を始めています。ご興味があれば是非相談下さい。

要 確 認

令和 4 年度の地域別最低賃金改定 全国加重平均で 31 円引き上げ

令和4年8月2日に開催された「第64回中央最低賃金審議会」で、令和4年度の地域別最低賃金改定の目安について、答申の取りまとめが行われ、その内容が厚生労働省から公表されました。

最低賃金は、都道府県それぞれの経済実態に応じて、決定されます。あまりいい言い方ではないように思いますが、AからDまでのランク付けがされます。今年新たに発令される、各ランクの最低賃金は、次のとおりです。

A ランク	B ランク	C ランク	D ランク
31 円増	31 円増	30 円増	30 円増

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

現在の最低賃金に、31 円または 30 円を上乗せした額が、令和4年10月からの新最低賃金となります。
 埼玉：987円、東京：1072円、神奈川：1071円、千葉：984円、茨城：910円
 大阪：1023円、愛知：986円、広島：930円、佐賀：851円、沖縄850円、山形852円

きりん事務所紹介

きりん事務所から新メンバー紹介 齊藤 希(のぞみ)



4月20日付にて入所致しました齊藤希と申します。
 前職は、税理士法人で会計業務に携わっておりました。
 この度ご縁を頂き、以前から興味のありました人事労務の業務に携わらせて頂くことになり、大変嬉しく思っております。
 今は、外部のセミナーも受講しながら勉強の毎日ですが、皆様のお役に立てるよう、努力して参りますので、どうぞ宜敷くお願い致します。

★「新しい事を知ることには喜びがあり、勉強することが好き」という彼女の自己PRが印象的でした。秘書検1級、英検2級、硬筆3級をもち、不動産業界に携わった時期には宅建を取得したという勉強家。更にその後行政書士にも合格しています。
 いつも明るく、うぐいす嬢のような裏声を響かせて頑張っております。
 皆様、どうぞよろしくお願い致します。

◆ピカソの名言◆ Action is the foundational key to all success. ◆

行動が、すべての成功への基本的な鍵である

「これ、やった方がいいよなあ」「あれ、やりたいなあ」頭で思い描いたことの、どれだけ行動に移せているでしょうか。アンテナを張り、時を読み、そろそろ脱コロナ目前です。労働人口激減時代への対応が急務ですね。